

老人クラブ運営基準

1 目的

老人クラブは、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織であり、高齢者を主体とする介護予防と相互の生活支援という観点から、高齢者の生きがいや健康づくりを推進することによって明るい長寿社会の実現をめざし、保健福祉の向上に資することを目的とする。

2 組織

- (1) 老人クラブは、これに加入しようとする高齢者を差別することなく会員とするものとする。
- (2) 会員の年齢は、60歳以上とする。ただし、高齢期の社会活動の円滑な発展に資するため、60歳未満の加入を妨げないものとする。
- (3) 会員は、千葉市内に居住し、活動が円滑に行われる程度の同一小地域内に居住する者とする。ただし、当該小地域を越える区域における活動形態別の組織化を妨げないものとする。
- (4) 会員数は、30名以上とする。ただし、活動の過程で30名以上を維持することが困難となった場合は、この限りではない。
- (5) 老人クラブに会員の互選による代表者1人を置くとともに必要に応じて役員を置くものとする。

3 運営

- (1) 老人クラブは、会則を定めるものとする。
- (2) 老人クラブは、政治又は宗教に係る活動を行わないものとする。
- (3) 老人クラブの運営は、会員により民主的に行われるものとする。
- (4) 老人クラブの活動は、会員により自主的に行われるものとする。
- (5) 会員は、老人クラブの活動経費に充てるため、定期的に会費を納入するものとする。

4 活動

- (1) 老人クラブは、社会奉仕活動、教養講座開催、スポーツ活動その他の社会活動を総合的に実施するものとする。
- (2) 老人クラブの活動は、年間を通じて恒常的かつ計画的に行うものとし、相当数の会員が常時参加するものとする。

5 経理

老人クラブは、活動に係る収入及び支出の状況を常に明確にしておくとともに、関係帳簿及び証拠書類を事業完了後10年間保管するものとする。